

平成18年1月1日

教育委員会規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成18年南丹市条例第139号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 保存地区内において現状変更行為をしようとするものは、条例第6条の規定により現状変更行為許可申請書(様式第1号)を3箇月前までに南丹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請には、設計図及び見積書その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(現状変更行為の許可)

第3条 教育委員会は、前条の申請に対して許可をする場合は、速やかに現状変更行為許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(協議の手続)

第4条 条例第8条の規定による国の機関等の「協議」は、当該機関があらかじめ現状変更行為協議申出書(様式第3号)及び設計書、その他必要と認める書類を教育委員会に提出し行うものとする。

2 前項の協議の申出について、異議がない場合には、現状変更行為協議回答書(様式第4号)を当該申出者に交付するものとする。

(通知の手続)

第5条 条例第9条の規定による国の機関等の「通知」は、当該機関があらかじめ現状変更行為協議通知書(様式第5号)及び設計図、その他必要と認める書類を教育委員会に提出するものとする。

(補助金の交付額)

第6条 条例第12条の規定による補助金の交付は、南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱(平成18年南丹市教育委員会告示第17号)に基づき行うものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第7条 条例第13条第1項の規定による審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 審議会の事務局は、教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美山町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成4年美山町教育委員会規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。